

岡山なかよし 子ども会規約

見 本

第1条 名 称

私たちの子ども会は、 **岡山なかよし** 子ども会といたします。

第2条 目 的

この会の目的は、みんなが一緒になって遊び、助け合ってよい子になることです。

第3条 組 織

この会は、 **〇〇 町内に居住する0歳からの幼児と、小学生で作ります。**

第4条 事 業

この会の目的をはたすために、次のことをします。

- 1 お互い力をあわせて、仲よくします。
- 2 みんなの役に立つ奉仕活動を行います。
- 3 季節の行事や町内の行事を行います。
- 4 その他私たちが幸福になるための楽しいことをします。

第5条 役 員

この会に、次の役員を置きます。

- 1 **会 長** 1名
- 2 **副会長** 2名
- 3 **班 長** 数名

第6条 役員の仕事

役員は、次の仕事を行なう。

- 1 **会長は、会を代表し、会をまとめます。**
- 2 **副会長は、会長を助けて、会長不在のときは、会長の代理をします。**
- 3 **班長は、各班より選び、班のまとめ役や連絡をします。**

第7条 役員を選出、任期

役員を選出、任期は次のとおりとします。

- 1 役員は、高学年の中よりみんなを選びます。
- 2 役員は、1年間務めます。

第8条 会 議

この会の会議は、総会と役員会とします。

第9条 会 計

この会の活動に必要な経費は、育成会から援助してもらいます。

第10条 細 則

この会の活動に必要な細則は、班長会において別に定める。

付則

この規約は **平成 1年 4月 1日 から施行**
平成 10年 4月 1日 改正
平成 19年 4月 1日 改正

岡山なかよし 子ども会育成会規約

第1条 名称

この会は、岡山なかよし 子ども会育成会(以下、本会という)と称する。

第2条 事務所

本会の事務所は、育成会会長宅におく。

第3条 目的

本会は、岡山なかよし 子ども会の充実および発展のために援助を行い、子どもたちの健全育成を図ることを目的とする。

第4条 組織

本会は、〇〇 町内に居住する0歳からの幼児の保護者、小学生の保護者、その他、地域内外を問わずこの会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

第5条 事業

本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 子ども会の活動を援助し、指導すること。
- 子ども会活動に対して、地域の人々の理解をより深めること。
- 子ども会の望ましい発展を図るための事業。
- その他子ども会の育成に必要と認める事業。

第6条 役員

本会に、次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 書記 若干名
- 会計 若干名
- 安全係 若干名

第7条 役員の任務

本会の役員は、次の任務を行う。

- 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を代行する。
- 書記は、本会の事業を広報し、記録・整理する。
- 会計は、本会の会計を執る。
- 安全係は、子ども会活動における事故を防ぐ。

第8条 役員の選出

本会の役員の選出は、会員の互選された者をあて、総会において承認を得るものとする。

第9条 役員の任期

本会の役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第10条 会議

本会の会議は、総会および役員会とし、会長が召集する。

- 総会は、毎年1回開催し、次の事項について審議する。
 - 規約の制定および変更

- ② 事業および収支決算報告
 - ③ 事業計画および収支予算
 - ④ 役員を選出
 - ⑤ その他、本会運営上の重要事項
- 2 役員会は、必要に応じて開催し、上記以外の事項について審議する。
- 3 本会の会議の議決は、その会議の出席者の過半数の同意を必要とする。

第11条 会 計

- 1 本会の収入は、次の方法による。
- ① 会費収入 **子ども会会員1人当たり 月額 200円**
 - ② 寄付金
 - ③ 事業収入
 - ④ 助成金
 - ⑤ その他
- 2 本会の支出は、本会の目的に沿い正しく経理し、各々分類しなければならない。
- 3 本会の剰余財産がある場合は、確実な預金などによって保存し、次年度に確実に引き継ぐ。
- 4 本会の備品は、これを大切に扱い補充、修理を怠らないこと。

第12条 事業年度、会計年度

本会の事業および会計年度は、4月 1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第13条 規約改正

本会の規約は総会において出席者の過半数の同意により改正することができる。

付則

この規約は **平成 1年 4月 1日 から施行**
平成 10年 4月 1日 改正
平成 19年 4月 1日 改正